

第3章 史跡岐阜城跡におけるサインの現状

第1節 サインの機能的な分類

現状の整理及び機能的なサイン計画を検討するにあたって、サイン機能の分類を行った。史跡岐阜城跡の特徴（解説すべき特徴と利用すべき特徴）や既存サインの状況をふまえ、来訪者に史跡の情報や価値を伝える機能として「解説に関する機能」を、来訪者の行動を助ける機能として「利用に関する機能」をそれぞれ大きな分類として設定した。既存サインの分析や整備計画について、この分類をもとに検討した。

1. 解説に関する機能

A. 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説

- 史跡岐阜城跡の全体的・基本的な情報について解説する機能（史跡の名称、指定年月日、概要、面積、歴史的変遷等）。

B. 重要な遺構・地区や眺望等の解説

- 史跡岐阜城跡の「城郭の価値」を示す、個別の事項について解説する機能（城郭の特質を表す地区、遺構・眺望等）。

C. 重層的な価値の解説

- 「城郭の価値」以外の、史跡岐阜城跡の重層的な価値（自然、信仰、公園、景観の価値）を解説する機能。

2. 利用に関する機能

D. 名称表示

- 「史跡岐阜城跡」、「金華山国有林」等、指定地区の名称を表示する機能。

E. 地図による案内・誘導

- 地図等により、史跡の地理や現在地を把握する機能。
- 地図の他に、主要道路や登山道、主要施設、遺構、動線等を必要に応じて表示し来訪者の現在地確認や地理把握、目的地への移動を助ける機能。
- 史跡周辺を含めた小縮尺の地図を用い、主に動線の入口において、史跡全体と周辺部の地理を把握し、目的地への移動を助ける機能。
- 大縮尺の地図を用い、分岐点や地区の入口等において、現在いる地区や道の地理を把握し、目的地への移動を助ける機能。

F. 道標等による案内・誘導

- 主に動線の入口や分岐点等において、矢印や文字を表示した道標等により、目的地・接続する道・主要施設・便益施設等への到達経路を確認する機能。
- 主に動線の分岐点において、到達距離の表示により、目的地までの到達距離を確認する機能。
- 中間地点等において、「中間地点」の表示や目的地までの方向・距離表示により、現在地把握や目的地までの移動を助ける機能。

G. 施設の利用案内

- 岐阜城天守や岐阜城資料館等、主要施設の利用案内を文字表示により行う機能。

H. 注意・禁止事項の表示

- 主として以下の事項について表示する機能
 - 1) 路上喫煙禁止、登山道外への進入禁止など、法令等に基づく禁止事項の表示
 - 2) 崖、イノシシ等の危険情報の注意喚起
 - 3) 火気使用禁止、ゴミのポイ捨て禁止等のマナー啓発

I. 法規制、行政施業、管理等の表示

- 史跡、保安林、公園等適用されている法規制や、国有林施業等の行政施業計画等を、名称や範囲図により表示する機能。

表 3-1 岐阜城跡におけるサインの機能の分類

大分類		細分類	
解説に関する機能	解説	A. 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説	・ 史跡の名称、指定年月日、概要、面積 ・ 岐阜城跡の歴史的変遷
		B. 重要な遺構・地区や眺望等の解説	・ 城郭の特質を表す地区、遺構の概要
		C. 重層的な価値の解説	・ 自然、信仰、公園、景観等の価値
利用に関する機能	認識	D. 名称表示	・ 史跡、国有林等、指定地区名称の表示
	案内・誘導	E. 地図による案内・誘導	・ 史跡及び周辺地域を含む地図（登山道や主要な遺構、施設の位置を明記）
		F. 道標等による案内・誘導	・ 接続する道、主要施設、便益施設等の方向を明示 ・ 中間地点、目的地までの距離等の表示
	施設案内	G. 施設の利用案内	・ 岐阜城天守や岐阜城資料館等、主要施設個別の利用案内
	注意喚起・マナー啓発	H. 注意・禁止事項の表示	・ 法令等に基づく禁止事項等の表示 ・ 崖、イノシシ等の危険表示、火気使用禁止等の表示、マナー啓発
法規制・行政施業等の周知	I. 法規制、行政施業、管理等の表示	・ 適用されている法規制、行政による施業や管理に係る内容等	

第2節 サインの現状分析

平成23年度に岐阜市が調査を実施し作成した「金華山看板台帳」を基に、既存サインの分析を行った。

第1節で分類した機能別に整理を行い、形態・意匠、記載内容の規格(言語標記、縦書き・横書きの別等)が同じのものについては同一種類のサインとして取り扱い、代表的なもの1つの写真を掲載している。

なお、「設置者」は、基本的にサインに記載のある団体名とした。(不明)としたものについては、サインに団体名等の記載がなかったことを示す。ただし、明らかに所有者・管理者が分かるものについては記載している。

1. 既存サインの種類

前ページに記載の分類のもと、既存サインを整理すると、各機能別のサインの種類数は以下のとおりとなった。史跡内の現状としては、解説サインの種類は少ないのと比較して、マナー・啓発サインが多数存在することが分かる。

表3-2 史跡内の既存サインの分類表

大分類		細分類		種類
解説に関する機能	1. 解説サイン	A 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説		5種類
		B 重要な遺構・地区や眺望等の解説		6種類
		C 重層的な価値の解説		3種類
	①史跡の価値とは直接的な関係性のないもの			3種類
利用に関する機能	2. 認識サイン	D 名称表示		3種類
	3. 案内・誘導サイン	E 地図による案内・誘導		6種類
		F 道標等による案内・誘導	1. 登山道・史跡内の動線に関する道標	14種類
			2. 施設等への誘導に関するもの	10種類
	3. 目的地までの距離等を表すもの		2種類	
	4. 施設案内サイン	G 施設の利用案内		1種類
	5. 注意喚起・マナー啓発サイン	H 注意・禁止事項の表示	1. 山全体に関するもの	26種類
			2. 特定の場所についてのもの	20種類
6. 法規制・行政施業等の周知サイン	I 法規制、行政施業、管理等の表示		15種類	
②史跡の価値とは直接的な関係性のないもの			3種類	
7. 分類不能なサイン				3種類

2. 既存サインの設置者

設置者としては、以下の組織が挙げられた。

- ・岐阜市（岐阜市教育委員会、公園整備室、岐阜公園管理事務所、循環型社会推進課 等）
- ・岐阜県
- ・林野庁（岐阜森林事務所、森林国営保険 等）
- ・岐阜中警察署
- ・金華山国有林保護管理協議会
- ・(財)岐阜観光コンベンション協会
- ・金華山サポーターズ
- ・金華山を美しくする会
- ・岐阜市ライオンズクラブ
- ・岐阜南ロータリークラブ 等

3. 既存サインの設置状況

- ・登山道の入口や分岐点等、利用上の起点となる場所等には複数のサインが局所的に集中しており、煩雑な印象を与える。
- ・経年劣化が見られるサインが多く、史跡の景観を阻害している。
- ・マナー啓発看板が乱立しており、史跡全体でみても数が多い。これらの看板は、設置者や設置目的が不明なものも多い。



写真 3-1 局所的に集中するサイン(山上部 水手道下り口)

4. 既存サインの意匠・形態

- ・各設置者によって大きさ・形状・色彩などが異なり、統一感がない。

5. 記載内容

- ・軍記物や伝承をもとにしたと思われる、史実と異なる説明がされているものがある。
- ・施設、地名等について、設置主体によって名称が異なり、統一されていない。
- ・利用の基点や要所に、岐阜城跡の歴史や史跡の全体の価値を説明する、総合的な説明板が不足している。
- ・山上部の堀切や天守南西通路石垣など、史跡の価値を示す重要な遺構に解説がない。
- ・史跡の価値と直接関係のない事柄についての解説板がある。
- ・字のフォント、大きさがサインごとで異なり、同一箇所にも複数のサインが集中していると視認性が悪い。

岐阜城跡サイン整理一覧

1. 解説サイン A 史跡岐阜城跡の概要・歴史等の解説

			
名称	岐阜城の歴史 ※その他、岐阜城跡の歴史に関する解説板有り	名称	岐阜城の由来
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
個数	4	個数	1
			
名称	史跡岐阜城跡	名称	岐阜城跡図
設置者	岐阜市教育委員会	設置者	(不明)
個数	4	個数	1
			
名称	岐阜城の歴代城主		
設置者	(不明)		
個数	1		

1. 解説サイン **B** 重要な遺構・地区や眺望等の解説

													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>岐阜城の井戸(金銘水)</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	岐阜城の井戸(金銘水)	設置者	岐阜市	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>岐阜城の井戸 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>4</td> </tr> </table>	名称	岐阜城の井戸 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り	設置者	岐阜市	個数	4
名称	岐阜城の井戸(金銘水)												
設置者	岐阜市												
個数	1												
名称	岐阜城の井戸 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り												
設置者	岐阜市												
個数	4												
													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>馬場跡 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	馬場跡 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り	設置者	岐阜市	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>百曲登山道 ※その他、登山道に関する解説板有り</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>2</td> </tr> </table>	名称	百曲登山道 ※その他、登山道に関する解説板有り	設置者	岐阜市、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	個数	2
名称	馬場跡 ※その他、岐阜城跡の遺構等に関する解説板有り												
設置者	岐阜市												
個数	1												
名称	百曲登山道 ※その他、登山道に関する解説板有り												
設置者	岐阜市、林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署												
個数	2												
													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>【下山注意】馬の背登山道※その他、登山道に関する解説板有り</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>5</td> </tr> </table>	名称	【下山注意】馬の背登山道※その他、登山道に関する解説板有り	設置者	岐阜市 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	個数	5	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>岐阜城 本丸井戸</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	岐阜城 本丸井戸	設置者	不明	個数	1
名称	【下山注意】馬の背登山道※その他、登山道に関する解説板有り												
設置者	岐阜市 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署												
個数	5												
名称	岐阜城 本丸井戸												
設置者	不明												
個数	1												

1. 解説サイン C 重層的な価値の解説



名称	金華山の地質 南半球海底の岩石層
設置者	岐阜市ライオンズクラブ 岐阜南ロータリークラブ 金華山サポーターズ
個数	2

名称	ヒトツバ
設置者	(不明)
個数	1



名称	ビューポイント
設置者	(不明)
個数	2

名称	烏帽子岩
設置者	岐阜市
個数	1

①史跡の価値とは直接的な関係性のないもの(解説サイン)

					
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>金華山に生息するリスのお話</td> </tr> </table>	名称	金華山に生息するリスのお話	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>岐阜城題目塚の由来</td> </tr> </table>	名称	岐阜城題目塚の由来
名称	金華山に生息するリスのお話				
名称	岐阜城題目塚の由来				
<table border="1"> <tr> <td>設置者</td> <td>(不明)</td> </tr> </table>	設置者	(不明)	<table border="1"> <tr> <td>設置者</td> <td>(不明)</td> </tr> </table>	設置者	(不明)
設置者	(不明)				
設置者	(不明)				
<table border="1"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	個数	1
個数	1				
個数	1				

			
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>お城時計</td> </tr> </table>	名称	お城時計	
名称	お城時計		
<table border="1"> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市</td> </tr> </table>	設置者	岐阜市	
設置者	岐阜市		
<table border="1"> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	個数	1	
個数	1		

2. 認識サイン D 名称表示

			
名称	道三・信長ゆかりの岐阜城	名称	斉藤道三・織田信長ゆかりの岐阜城
設置者	(不明)	設置者	岐阜城ライオンズクラブ
個数	1	個数	1
			
名称	金華山国有林		
設置者	(不明)		
個数	6		

3. 案内・誘導サイン E 地図による案内・誘導

	
<p>名称 金華山登山道マップ</p>	<p>名称 岐阜市観光案内図</p>
<p>設置者 (不明)</p>	<p>設置者 (不明)</p>
<p>個数 16</p>	<p>個数 1</p>
	
<p>名称 金華山ハイキングコース</p>	<p>名称 金華山登山道案内図</p>
<p>設置者 (不明)</p>	<p>設置者 岐阜市</p>
<p>個数 1</p>	<p>個数 1</p>
	
<p>名称 お手洗いのご案内</p>	<p>名称 金華山登山道 めい想の小径</p>
<p>設置者 (不明)</p>	<p>設置者 (不明)</p>
<p>個数 1</p>	<p>個数 1</p>

3. 案内・誘導サイン **F**-1 道標等による案内・誘導(登山道・史跡内の動線に関する道標)[1/3]

			
名称	道標	名称	道標
設置者	岐阜市	設置者	(不明)
個数	22	個数	11
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	11	個数	8
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	岐阜市
個数	6	個数	4

3. 案内・誘導サイン F-1 道標等による案内・誘導(登山道・史跡内の動線に関する道標)[2/3]

			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	岐阜市
個数	2	個数	2
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	2
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	1

3. 案内・誘導サイン **F**-1 道標等による案内・誘導(登山道・史跡内の動線に関する道標)[3/3]

			
名称	道標	名称	道標(妙見峠)
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	1

3. 案内・誘導サイン F-2 道標等による案内・誘導(施設への誘導に関するもの)[1/2]

			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	2	個数	2
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	2	個数	1
			
名称	道標	名称	道標
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	1

3. 案内・誘導サイン **F**-2 道標等による案内・誘導(施設への誘導に関するもの)[2/2]



名称	道標
設置者	(不明)
個数	1

名称	道標
設置者	(不明)
個数	1



名称	道標
設置者	(不明)
個数	1



名称	展望レストラン
設置者	(不明)
個数	1

3. 案内・誘導サイン **F**-3 道標等による案内・誘導(目的地までの移動距離等を表すもの)

			
名称	道標	名称	道標
設置者	金華山国有林保護管理協議会	設置者	(財)岐阜観光コンベンション協会
個数	1	個数	1

4. 施設案内サイン - **G** 施設の利用案内

	
名前	岐阜城観覧のご案内 ※その他、岐阜城資料館に関する施設案内サイン有り
設置者	岐阜市
個数	2

5. 注意喚起・マナー啓発サイン [H]-1 注意・禁止事項の表示(全体に関すること)[1/5]

			
名称	<p>金華山を楽しむあなたへ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金華山は貴重な自然林です。この山の動植物をいたわりましょう。 2. この山を安全に楽しむため、体力にあわせた登山道を選びましょう。 3. 登山に適した靴を履き、安全のため、決められた登山道を歩きましょう。 4. 金華山を美しくするのはあなたです。ゴミは必ず持ち帰りましょう。 5. 山で一番怖いのは火災です。山中での火の使用はやめましょう。また、落石、倒木にご注意ください。 6. 不審な出来事は、すぐに110番か119番に連絡しましょう。 <p>岐阜市・岐阜公園管理事務所 058-262-3951 岐阜森林事務所 263-0153 岐阜市営東区 263-0110</p>	名称	<ul style="list-style-type: none"> ・植物の採取や、樹木の伐採等には許可が必要です ・その他
設置者	岐阜公園管理事務所・岐阜森林事務所・岐阜中警察署)	設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署
個数	11	個数	7
			
名称	タバコの火に注意しましょう 草木や小鳥を愛しましょう ゴミを捨てないようにきれいにしましょう	名称	火に気をつけましょう ゴミは持ち帰りましょう
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	岐阜営林署 岐阜市
個数	6	個数	1

5. 注意喚起・マナー啓発サイン [H]-1 注意・禁止事項の表示(全体に関すること)[2/5]

			
名称	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林内では、樹木の伐倒・損傷、林産物を窃取した場合は罰せられます。 ・その他 	名称	この付近一帯は国有保安林です！無断で木を伐採したり、歩道の設置等を行うことは、法律で禁じられています
設置者	中部森林管理局 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署
個数	2	個数	1
			
名称	<ul style="list-style-type: none"> ・この先は、登山道ではありません。 ・決められた登山道を通行してください。 ・無断で森林に入ったり歩道を設置しないでください。 	名称	金華山を美しく ゴミは持ち帰りましょう
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	金華山国有林保護管理協議会
個数	1	個数	7

5. 注意喚起・マナー啓発サイン [H]-1 注意・禁止事項の表示(全体に関すること)[3/5]

			
名称	山と野鳥を愛しましょう	名称	金華山を楽しむあなたへ
設置者	ライオンズクラブ	設置者	岐阜市・岐阜公園管理事務所
個数	1	個数	24
			
名称	公園内及び登山道では、犬を放さないで下さい。また、登山道では道が狭いので、すれ違うときには引き縄を短くするなど、対面者に充分注意してください。安全な登山ができるようご協力ください	名称	イノシシが出没します。ご注意ください
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
個数	1	個数	3
			
名称	スズメバチ等注意	名称	猪(イノシシ)にご注意ください
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
個数	1	個数	2

5. 注意喚起・マナー啓発サイン H-1 注意・禁止事項の表示(全体に関すること)[4/5]

			
名称	火の始末 確かにしたが 今一度	名称	ここは国有林です。たき火・たばこに注意し樹木を愛しましょう。
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署
個数	1	個数	1
			
名称	たばこは喫煙所でお願います	名称	たき火 たばこに注意
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	岐阜県
個数	1	個数	1
			
名称	山火事注意	名称	火の用心
設置者	岐阜県 森林国営保険	設置者	(不明)
個数	1	個数	1

5. 注意喚起・マナー啓発サイン [H]-1 注意・禁止事項の表示(全体に関すること)[5/5]

			
名称	火の用心	名称	山火事防止
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	1
			
名称	山火事注意	名称	山火事注意
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	(不明)
個数	4	個数	3
			
名称	たばこの投げ捨てをやめましょう	名称	「歩きながらたばこを吸わない」「吸うときは喫煙所で吸う」「吸殻は灰皿へ必ず捨てる」
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	岐阜市
個数	3	個数	2

5. 注意喚起・マナー啓発サイン H-2 注意・禁止事項の表示(特定の場所についてのもの)[1/5]

			
名称	通行止	名称	・この先登山道ではありません。・金華山の保全と登山者の安全のため、関係者以外は無断で立ち入らないでください。・また、ここに設置してある木製柵を引き抜く行為を発見した場合、器物損害罪として警察署へ通報します。
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署
個数	1	個数	1
			
名称	この先立ち入り禁止	名称	立入禁止
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署長	設置者	岐阜市 公園整備室
個数	1	個数	1

5. 注意喚起・マナー啓発サイン **H**-2 注意・禁止事項の表示(特定の場所についてのもの)[2/5]

			
名称	決められた登山道を歩きましょう	名称	不法投棄禁止
設置者	岐阜市	設置者	(不明)
個数	41	個数	1
			
名称	不法投棄監視中(警告)	名称	不法投棄禁止(警告)
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署	設置者	岐阜中警察署 岐阜市役所
個数	3	個数	1

5. 注意喚起・マナー啓発サイン H-2 注意・禁止事項の表示(特定の場所についてのもの)[3/5]

			
名称	このドライブコースは、午後9時から翌朝 7 時までゲートにて閉鎖しますので、ご注意ください。	名称	このドライブコースは、午後9時から翌朝 7 時までゲートにて閉鎖しますので、ご注意ください。
設置者	岐阜市	設置者	岐阜市
個数	3	個数	1
			
名称	温暖化防止のため アイドリングストップにご協力ください	名称	石垣に登らないでください
設置者	(不明)	設置者	岐阜市
個数	1	個数	1

5. 注意喚起・マナー啓発サイン **H**-2 注意・禁止事項の表示(特定の場所についてのもの)[4/5]

			
名称	気をつけて(足もと 岩場)	名称	危
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	9	個数	6
			
名称	危険 進入禁止	名称	危険(谷)
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	2	個数	2
			
名称	崖危険		
設置者	林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署		
個数	1		

5. 注意喚起・マナー啓発サイン **H**-2 注意・禁止事項の表示(特定の場所についてのもの)[5/5]

			
名称	落石注意	名称	落石注意
設置者	岐阜市	設置者	(不明)
個数	1	個数	1
			
名称	境界標の保全にご協力ください		
設置者	(不明)		
個数	1		

6. 法規制、行政施業等の周知サイン - I 法規制、行政施業、管理等の表示[1/3]

			
名称	指定喫煙所	名称	ここは路上喫煙禁止区域です
設置者	(不明)	設置者	岐阜市 循環型社会推進課
個数	1	個数	5
			
名称	保安林	名称	保安林
設置者	林野庁中部森林管理局名古屋営林支局	設置者	(不明)
個数	4	個数	7

6. 法規制、行政施業等の周知サイン - I 法規制、行政施業、管理等の表示[2/3]

													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>土石流危険渓流</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜市 岐阜県</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	土石流危険渓流	設置者	岐阜市 岐阜県	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>ぎふまち育て隊 岐阜市アダプト・プログラム</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>金華山を美しくする会</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	ぎふまち育て隊 岐阜市アダプト・プログラム	設置者	金華山を美しくする会	個数	1
名称	土石流危険渓流												
設置者	岐阜市 岐阜県												
個数	1												
名称	ぎふまち育て隊 岐阜市アダプト・プログラム												
設置者	金華山を美しくする会												
個数	1												
													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>保安林</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜森林管理署</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>5</td> </tr> </table>	名称	保安林	設置者	岐阜森林管理署	個数	5	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>金華山復旧治山工事</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(不明)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	金華山復旧治山工事	設置者	(不明)	個数	1
名称	保安林												
設置者	岐阜森林管理署												
個数	5												
名称	金華山復旧治山工事												
設置者	(不明)												
個数	1												
													
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(不明)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。	設置者	(不明)	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>人工造林地</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜営林署</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	人工造林地	設置者	岐阜営林署	個数	1
名称	この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。												
設置者	(不明)												
個数	1												
名称	人工造林地												
設置者	岐阜営林署												
個数	1												
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>(不明)</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。	設置者	(不明)	個数	1	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>人工造林地</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>岐阜営林署</td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>1</td> </tr> </table>	名称	人工造林地	設置者	岐阜営林署	個数	1
名称	この付近は豊かな森林を守り山くずれや土砂の流出による災害を防ぐため治山事業を行っているところです。												
設置者	(不明)												
個数	1												
名称	人工造林地												
設置者	岐阜営林署												
個数	1												

6. 法規制、行政施業等の周知サイン - I 法規制、行政施業、管理等の表示[3/3]

			
名称	鳥獣保護区特別保護地区	名称	鳥獣保護区特別保護地区
設置者	岐阜県	設置者	岐阜県
個数	3	個数	1
			
名称	防火水そう	名称	アラカシ・ツブラジイ 林木遺伝資源保存林
設置者	(不明)	設置者	林野庁
個数	1	個数	1
			
名称	健康リゾートふれあい街道		
設置者	岐阜県・岐阜市		
個数	1		

②史跡の価値とは直接的な関係性のないもの(名称表示)

			
名称	金華山 刀利天狗	名称	ぶじかえる岩
設置者	(不明)	設置者	(不明)
個数	1	個数	1
			
名称	千成ひょうたん発祥の地		
設置者	(不明)		
個数	2		

7. 分類不能なサイン

			
名称	金華山ハイキングコース	名称	やま道ギャラリー
設置者	岐阜青年会議所	設置者	(不明)
個数	1	個数	1
			
名称	健康リゾートふれあい街道		
設置者	岐阜県、岐阜市		
個数	2		

第4章 サイン整備の基本理念と基本方針

第1節 サイン整備の基本理念

史跡岐阜城跡の利用の現状やサインの現状を踏まえて、史跡岐阜城跡における望ましいサインのあり方(基本理念)を、下記の通り設定する。

①史跡の価値を守り高めるサイン整備

サインのうち史跡の説明板等は、現地で史跡の本質的価値や遺構の価値についての情報を得ることができる、非常に有効な解説機能である。それと同時に標識・注意札・利用案内板などは、史跡の価値の保護及び利用の促進に寄与する、史跡の環境整備の一要素でもある。史跡の解説及び活用のため、サインの整備にあたってはその機能を体系的に分類し、適切に配置する必要がある。

したがって、遺構や景観等の史跡の価値を損なうことがないように。史跡岐阜城跡の特性をふまえて、設置箇所・意匠・色彩・記載内容に細心の注意を払わなければならない。

また、関係者が協力して点検を行い、適切な維持管理を実施し、都度見直しや改善を図らなければならない。

②個々の来訪者の視点に立ったサイン整備

サインによって示される情報を受信するのは、史跡岐阜城跡の利用者である。利用者は不特定多数であり、その利用形態も様々である。岐阜城跡は、歴史的に価値の高い文化遺産であると同時に、自然・信仰・景観・公園等の重層的価値を保有している。そのため、観光目的の来訪者だけでなく、運動など心身のリフレッシュを目的とする来訪者も多数存在する。また観光目的の来訪者でも、山上からの眺めを楽しみに来訪する利用者と、城跡の見学を目的に訪れた利用者では、求める情報は異なる。

これら年齢・居住地・趣向・目的が違う個々の来訪者の立場に立って、統一的な記載内容の検討やユニバーサルデザインの志向、多言語化の推進などを積極的に行い、来訪者が自在に史跡を利用できるよう配慮しなければならない。

③各種メディアによる相互補完の推進

各案内板及び、標識等は相互に十分な関連性を持ち、補完することが望ましい。動線の入口などの拠点におけるサイン、遺構や眺望などの現地における個別の解説サイン等が相互に補完しあい、来訪者に対し、史跡の価値と利用に関する情報を十分に伝えることができるよう、工夫をする必要がある。

また、パンフレットやガイドブック、手持ちマップの他、携帯情報端末等、様々なメディアが存在する。それぞれの長所・短所を十分に把握した上で、説明板や案内標識の機能を補完・増強するものとして積極的に活用し、地域全体の情報を効率的かつ合理的な案内の機能となるように努める。

第2節 サイン整備の基本方針

史跡の現状と第1節、基本理念を踏まえて、史跡岐阜城跡のサイン整備の基本方針を下記の通り設定する。

<史跡にふさわしいサインの機能・配置・意匠を踏まえたサイン整備>

①史跡岐阜城跡に望まれるサインの機能・配置・意匠等

- 史跡岐阜城跡の特徴や、これまでのサイン整備の経緯等を踏まえ、求められるサインの機能を明確にする。
- 求められるサインの機能について、望ましい配置のあり方を明らかにする。
- 多様な関係者(設置者、管理者)が共有できる意匠・形態等、サインの規格のあり方を明らかにする。
- ひとつの場所で複数の機能が求められる場合には、情報の集約・統合を図ることを志向し、そのためのサインのあり方を明らかにする。

<史跡の価値を分かりやすく来訪者に伝達する解説サイン整備>

②史跡岐阜城跡の情報を来訪者に分かりやすく説明し、価値を伝達する解説サイン整備

- 史跡岐阜城跡の概要、歴史等、史跡に関する全体的な事項についての解説を行う。
- 重要な遺構・地区や眺望など、史跡の価値を構成する個別の事項についての解説を行う。これらは、重要な遺構・地区が位置する場所、重要な眺望が得られる場所に、効果的に配置する。
- 史跡岐阜城跡が有する、城郭の価値以外の重層的価値(自然、信仰、景観、公園)についての解説を行う。

<各種メディアとの相互補完>

③各種メディアとの相互補完(最新技術を活用したセルフガイドツール等)

- 史跡岐阜城跡の価値を来訪者に適切に伝えるために、サイン以外の様々な媒体を活用して解説する方策を模索する。ガイドブックやパンフレット、案内地図の他、携帯情報端末等を利用して、現地において来訪者自らが、史跡岐阜城跡に関する様々な情報が得られるセルフガイドツール等の整備を検討する。

<既存サインの適切な改善>

④既存サインの適切な改善と景観の向上

- 既存の解説サインについて、史実に基づく適切な記載内容へ改善を図る。
- 利用の向上及び史跡の解説の理解を向上させるため、局所的に集中している箇所については、情報の集約化等を検討する。
- 既存のサインの中で老朽化したもの、史跡の価値の解説及び利用の解説に関係のないものについて、移設・撤去を検討する等、適切に改善する。

第5章 サイン整備計画

第1節 サインの機能的な配置

1. 場所（ポイント）の分類

サインの機能的な配置を行うため、史跡岐阜城跡の利用的観点から場所（ポイント）を分類し、それぞれのポイントの特徴と必要なサインの機能を整理した。

表 5-1 ポイントの分類と必要な機能

番号	ポイント分類	細分類	ポイント解説	必要な機能
1	地区拠点	1.山上部・山麓部起点	<u>登山者の利用の起点</u> となる登山道の入口	●登山者に <u>史跡全体やその登山道の総合的な情報</u> を提供
	地区拠点	2.登山道入口	<u>その地区の主要動線の起点</u> となる箇所。 山上部:ロープウェー山頂駅前 山麓部:居館跡動線入口	●来訪者に <u>史跡全体やその地区の総合的な情報</u> を提供。
2	動線上	分岐点	登山道や園路等、来訪者が移動する <u>動線上の分岐点</u>	●分岐点・中間地点等の要所において、登山道・歩行者が移動しやすい <u>誘導・案内表示</u> 。
		中間地点	動線上の <u>目的地までの中間地点</u>	●危険箇所などにおける <u>注意情報</u> 。
3	小広場 (休憩スペース)		動線上に存在する、小規模な広場。 <u>来訪者が休憩するスペース</u> となる場所。	●現在地の把握等ができるよう、地図等による <u>案内・誘導機能</u> 。 ●このポイントは、曲輪や砦であった箇所も多いため、そのような場所では、 <u>解説機能</u> を持たせる。
4	個別要素		重要な遺構や眺望、重層的価値などの史跡の価値を示す、 <u>解説すべき要素の前</u> 。	●来訪者に対して、 <u>要素の存在</u> を示し、 <u>価値を解説</u> 。
5	施設前		岐阜城天守や資料館等、 <u>ガイドンス施設の前</u>	● <u>施設の利用案内</u> を来訪者提供。



図 5-1 岐阜城跡のポイント配置イメージ

2. サインの配置計画

山林部を中心とした史跡全体と、山上部についてそれぞれポイントを特定し、配置した(図 参照)。今後のサイン整備にあたっては、そのポイント毎の方針に沿ってサインを整備することとする。

なお、以下で「第3章 第1節. サインの機能的な分類」(P.43) 及び「第1節 1. サインの場所(ポイント)の分類」(P.77) を踏まえて、それぞれのポイントにおいて配置すべきサインの機能を検討した(このうち、具体的な解説サインの配置計画については、第5章で別途検討した)。

なお、導入するサイン機能(各アルファベット)の内容については、「第3章 史跡岐阜城跡におけるサインの現状-第1節 サインの機能的な分類 (P.43) 」を参照のこと。

(1) 地区拠点 (動線入口)

史跡及び地区の動線の起点となる入口部分には、下記の通り機能を配置する。1) 登山道入口と 2) 地区拠点 では若干の場所性の違いがあるが、求められる機能は同様と考えられる。

現況として共通するのは、これらの地点はサインの乱立が顕著であることから、関係者が相互に調整、整理・統合をはかる必要がある。

1) 登山道入口

登山道の入口には、下記の機能を持つ総合的なサインを配置する。

導入するサイン機能…A、B、D、E、H、I

- ・「史跡岐阜城跡」という、史跡の名称表示を行う。
- ・史跡全体の解説を行う。
- ・地区や主要な遺構の解説を行う。
- ・現在地及び周辺地区の位置関係を把握するため、周辺も含めた広域地図による表示を行う。
- ・法令などに基づく禁止事項、全体的なマナー、危険表示等を行う
- ・史跡内に適用されている法律、行政施業等を表示する。

2) 地区拠点(山上部・山麓部起点)

山上部のロープウェー入口、山麓部の居館跡の動線入口等、地区の基点となる箇所についても、1) と同様の機能を持つ総合的なサインを配置する。

(2) 動線上 (分岐点・中間地点)

動線上においては、下記のとおりサインを配置する。

1) 分岐点

動線上の分岐点においては、下記の通り機能を配置する。

導入するサイン機能…E、F

- ・現在地の把握や目的地までの案内誘導を行うため、大縮尺地図による表示を行う。
- ・道標等により行先方向表示・距離表示等を行う。

2) 中間地点

登山道など、長大な動線の中間地点には、利用者にルートを再確認し、道迷い等を防止する機能が必要である。適宜小型の誘導確認標識を設置して、そうした機能を配置する。

導入するサイン機能…F

- ・「中間地点」「山頂まで〇〇m」など、中間地点の表示や目的地までの距離等の表示を行う。

(3) 小広場（休憩スペース）

動線上に存在する小規模な広場については、下記の通り機能を配置する。

導入するサイン機能…E、(B、C)

- ・史跡や地区全体の把握のため、地図や写真による表示を行う。
- ・次に挙げる地点等、解説すべき個別要素が存在する地点については、それぞれ構成要素の解説機能の追加を検討する。

- ・丸山…信仰の要素の解説(C)
- ・七曲峠…城郭の要素解説(B)
- ・下台所…城郭の要素解説(B)

(4) 個別要素（遺構・眺望等）

重要な遺構や眺望、重層的価値などの史跡の価値を示す、解説すべき要素については、下記のとおり解説機能を配置する。

導入するサイン機能…B、C

- ・要素の名称表示を行う
- ・要素の解説を行う場合は、100文字程度の簡単な解説(詳細はパンフレット等で説明)。
- ・来訪者の理解を助ける、図や写真を必要に応じて表示する。
- ・眺望については、地図や方位から、現在地と眺望の解説を検討する。

(5) 施設前（岐阜城天守・資料館等）

岐阜城天守や資料館等、ガイドンス施設の前には、下記の通り機能を配置する。

導入するサイン機能…G

- ・各施設の利用に関する案内表示(営業時間、料金、注意事項等)。

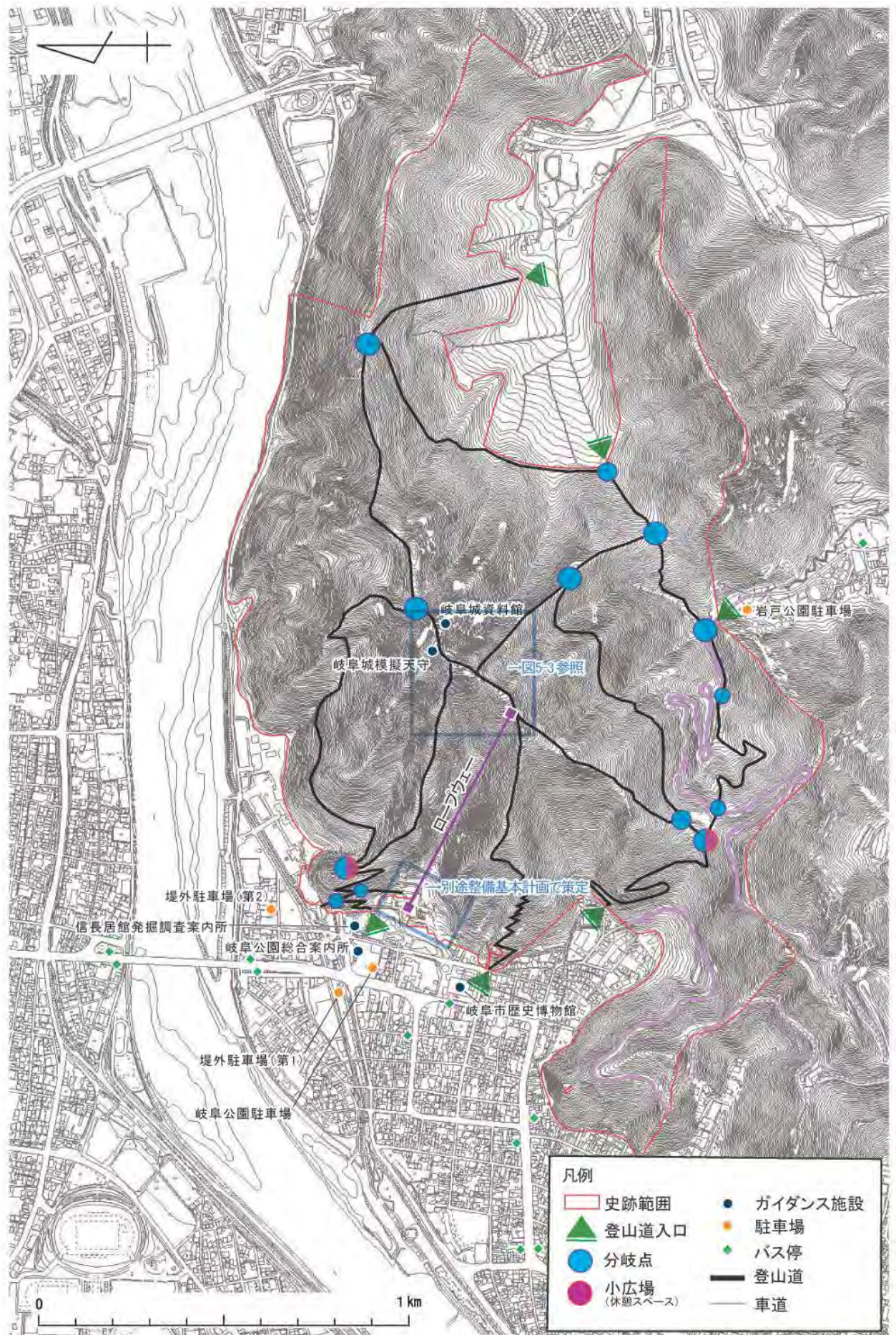


図 5-2 ポイント配置図 (史跡全体)

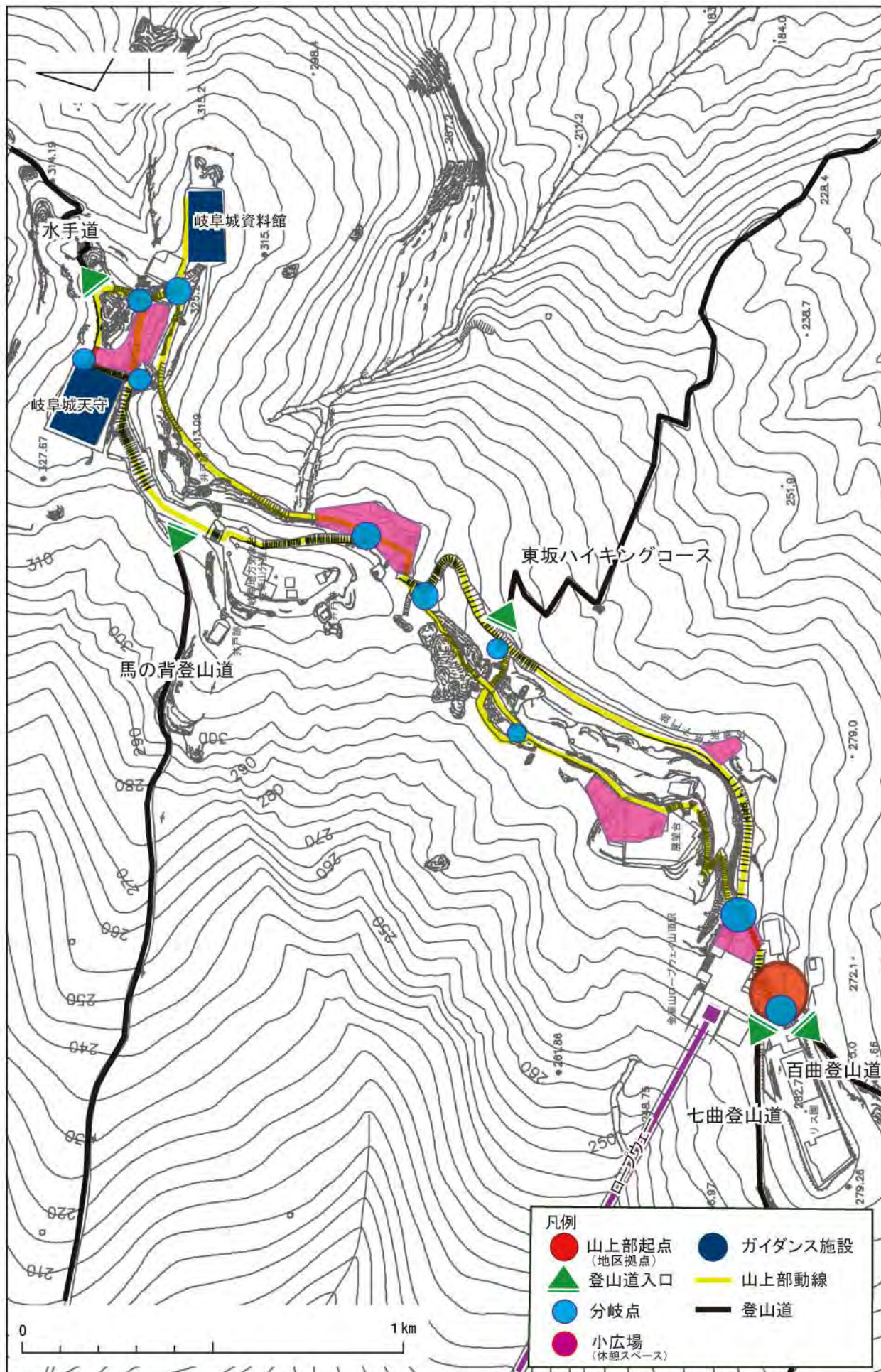


図 5-3 ポイント配置図 (山上部)

(6) 配置についての共通事項

全サインの配置に関する共通事項を下記の通り整理した。また、マナー・注意系サインについては場所を特定して述べるのが難しいため、全体的な方針としてこの項で整理した。

1) サインの共通事項

- ・各地点におけるサインの設置数は、必要最低限とする。
- ・設置にあたっては、利用者の動向を考慮しつつ、利用者の目に付きやすい場所に設置する。
- ・可能な限り史跡内の景観・遺構への影響を軽減するよう努める。
- ・地区拠点など、同一箇所に機能が異なるサインが多数存在する場合は、1つのサインへの集約化をはかる。
- ・すぐ近くに同一機能・同一内容サインの重複を避ける。

2) マナー・注意系サインの全体的な配置方針

マナー・注意系サインについては、「2. サインの配置計画 - (1)地区拠点(P79)」で述べた通り、入口において表示することを基本とする。また、「落石注意」、「崖注意」などの危険標識は、動線中の危険個所に必要に応じて設置する。その場合、下記の点に注意して整備する。

- ① 入口や拠点の啓発で事足りる、マナー・注意標識は極力設置しない。
- ② 同一地点に局部的に集中して設置されている注意標識を集約化する。

各マナー・注意系サインについてのそれぞれの方針は下記表で示した。該当が重複する地点においては集約化し、必要最低限の設置にとどめる。

なお、表示する文面は、必ずしもそのとおりのサインが表示されるわけではなく、実際に表示する内容は設置時に関係者で協議し決定する。

表 5-2 注意標識の設置方針

注意標識の種類	設置方針
【注意表示】	
決められた登山道を歩きましょう	基本的に登山道入口など、地区拠点のみで表示。(ただし、歩道の区分が曖昧で、ルートを逸脱しやすい箇所等、特に必要な箇所には、必要最低限の範囲で設置。)
落石注意	過去に落石があった場所、落石・崩落の危険性が高い地点に設置。
岩場注意	利用者が通行する上で、転倒・滑落する危険性が高い箇所に設置。
がけ注意	利用者が通行する上で、転落する危険性が高いがけの付近に設置。
急坂注意	利用者が通行する上で、転倒・滑落する危険性が高い箇所に設置
狭い道注意	利用者が通行する上で、ルートを逸脱・滑落する可能性が高い箇所に設置。
【禁止表示】	
立入禁止	立ち入ることにより、登山者に危険が及ぶ箇所や植生保護のために必要な箇所、ルートを逸脱する可能性が高い箇所など、限定した地点に設置。
不法投棄禁止	過去に不法投棄が頻発した箇所など、特に必要な箇所のみ設置。
火気禁止	基本的には、登山道入口など、地区拠点のみで表示する(ただし、特に必要と考えられる箇所については、他の表示と集約化した上で、小広場や分岐点など必要最低限に範囲で設置。)

第2節 表示する情報の内容と量

1. サインに表示する情報の内容

- ・情報内容を選択する際には、来訪者の利便性を考慮し、最も多数の来訪者が求める情報を重視する。
- ・公衆トイレ等の誰もが利用する施設等の情報も優先的に表示する。
- ・地図に表示する内容は、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に準じて、見やすさを考慮して決定する。

2. 地図に表示する内容

「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」を参考に、史跡の現状を踏まえ、サインの地図に表示する内容を検討した。表示する基準は、次頁の表を基準とし、地図の見やすさを考慮し、適宜選択する。

3. 情報量

サインに記載する情報は、来訪者の立場に立って、通常の利用方法で認識できる、適切な量とする（長文の解説や、詳細な利用案内は、サインではなく紙媒体等とするべき）。

4. ピクトグラムの活用

- ・ピクトグラム（絵文字）は、国際的に通用する情報伝達手段であり、来訪者の理解を助けるものであるので、積極的に活用する。
- ・ピクトグラムは、標準案内用図記号（一般案内用図記号検討委員会策定）又は標準的に使用されている記号の使用を原則とする。

表 5-3 地図に表示することが望ましい情報

		地図に表示する一般的情報	史跡周辺における例	ベース マップ	ピクト グラム	名称
ベース図	地形・地盤	山・川・池・堀	金華山	○		○
	道路	道路	車道	○		○
		歩道・登山道	七曲登山道	○		●
	地点	有名な橋・トンネル 等	長良橋	○		○
	交通施設	バス停			○	
		ロープウェイ	金華山ロープウェイ	○		
	行政界	町	川原町	○		○
		史跡範囲		●		●
規制範囲・行政施業区画		保安林・国有林	●		●	
		地図に表示する一般的情報	史跡周辺における例	建物シ ルエット	ピクト グラム	名称
施設	案内所	有人案内所	岐阜公園総合案内所		○	
		情報コーナー			○	
	公共施設	官庁又はその出先機関	市役所・岐阜森林事務所(森林管理署)	○	○	○
	文化施設	図書館	市立図書館	○		○
		大規模な公園	岐阜公園	○		○
		博物館・文化施設	歴史博物館、名和昆虫博物館	○		○
	公衆便所				○	
	名所・旧跡	神社・寺院 等	伊奈波神社		○	●
歴史的地名		丸山・鷹巣			●	

※1 ○＝「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に従った表示基準

●＝岐阜城跡独自に必要なと思われる表示基準

※2 ベースマップ＝線および面で構成される情報で基本的な情報として表示するもの

建物シルエット＝建物の外形を面的に表示するもの

ピクトグラム＝施設を意味する記号を表示する

名称＝各名称を文字情報として表示するもの

5. 用語統一

- 案内誘導に混乱をきたす恐れがあるため、標識などに表示する**地名等の用語**は、なるべく正しいものとするように心がける。また、地名等については常に**歴史的に正しい表現**とするよう努め、必要な調査検討を継続して行う。
- 複数の表現が見られる名称**については、可能な限り用語を統一する。
例：模擬天守(復興天守)⇒岐阜城天守
- 地名や遺構の名称のうち、「保存管理計画」第3章第6節に示した、「地誌系名称」と「軍記系名称」が並行して使用されている場合は、その歴史性等を鑑みて、**基本的に「地誌系名称」に統一**する(表 5-4 参照)。ただし、「堀切」等、**一般的な遺構の名称を表記することが適当な場合は、そちらの記載を基本**とし、地誌系名称を併記することを検討する。また、調査研究によってその場所の往時の性格が判明した場合は、地誌系名称からの見直しも検討する。
- 地名や遺構の名称のうち、近年の観光開発によってつけたと考えられる名称は、**地誌系名称または一般的な遺構の名称に順次改める**(表 5-5 参照)。ただし、広く一般にその名称が浸透しており、変更することによって来訪者の混乱を招くと考えられる場合は、当面の間以前の名称との併記を検討する。

表 5-4 地誌系名称と軍記系名称の比較の例

場所 (現在の名称)	○ (地誌系名称)	× (軍記系名称)	○ (遺構の名称)
リス村	煙硝蔵		-
上格子門	一ノ門	上格子門	-
レストラン	太鼓櫓	七間櫓	-
馬場	馬場	-	-
切通	切通	-	堀切
二の丸門	二ノ門	二の丸門	-
二の丸	下台所	二の丸	-
气象台	台所 (上台所)	-	-
裏門	裏門	-	-
天守	天守台	天守	-
千畳敷	千畳敷	-	-

表 5-5 観光開発によってつけられた名称の例

現在の名称	○ (望ましい名称)
金銘水・軍用井戸	井戸跡
めい想の小径	水手道

6. 多言語化

- ・外国人来訪者の史跡への理解、利用の便に資するため、**基本的に英語を標記する**。その他に韓国語、中国語(繁体字・簡体字)等についても、レイアウト等を考慮し、名称等を必要に応じて**多言語標記**する。また、外国人の理解を助けるため、ピクトグラムも積極的に用いる。
- ・ローマ字を併記する場合は、道路標識設置基準・同解説に準拠し、**ヘボン式により標記**をする。
- ・主要な**名称には、できる限りローマ字を併記**する。名称はなるべく原文の響きを残すことが望ましい。ただし、意味を正確に伝えるために、「道」、「川」、「山」、「公園」等は固有名詞とは切り離して訳すなど、言葉によって適宜工夫する。(例:水手道=Mizunote Trail、長良川=Nagara River)
- ・将来的に国等の機関によって、多言語化の基準が示された場合は、史跡の利用状況や地域情勢に応じて基準として採用する。

6-1. 城郭用語の外国語への翻訳について

岐阜城跡に関する城郭用語については、下記の方針で外国語翻訳する。

- ・「伝 ○○跡」と呼ばれるような**曲輪や場所の名称については、基本的には日本語読みを重視して翻訳する**(各場所の性格が明らかでなく、名称が不確定のため)。ただし、**動線の目的地である「天守台」のみ特別の扱いを行い、両方を併記**する。
- ・その性格がほぼ明らかな**一般的な遺構については、基本的に意識**する。

表 5-6 場所の名称の英訳例

日本語	○ (日本語読みを重視した表現)	× (意識)
煙硝蔵	Ensho-gura turret	Gunpowder storehouse
太鼓櫓	Taiko-Yagura turret	Drum turret
切通	Kiri-doshi	Mountain pass
一ノ門	Ichi-no-mon gate	First gate
馬場	Baba	Horse riding ground
二ノ門	Ni-no-mon gate	Second gate
下台所	Shimo-daidokoro	Servants' Kitchen
台所 (上台所)	Daidokoro	Main Kitchen
裏門	Ura-mon gate	Rear gate
千畳敷	Senjojiki	1,000 tatami mats hall
天守台	Tenshudai	Keep tower base

表 5-7 個別遺構の英訳例

日本語	× (日本語読みを重視した表現)	○ (意識)
郭(曲輪)	Kuruwa	Castle compound
土塁	Dorui	Earthen wall/s
井戸	Ido	Well
堀切	Hori-kiri	Ditch
堀	Hori	Moat
庭園	Tei-en	Garden
石垣	Ishigaki	Stone wall/s
巨石列	Kyoseki-retsu	Rows of large Stones
巨石石組み	Kyoseki-ishigumi	Large stone formations
礎石	Soseki	Foundation stone/s
砦跡	Toride ruins	Fort ruins
登城路	Tojo-ro	Castle access route

7. 色彩

- ・図と地のコントラストを強め、視認性を高めるよう努める。
- ・高齢者や弱視者、視覚障がい者に配慮して、見づらい色の組み合わせは極力用いない。
(例:青と黒、黄色と白、赤と緑)
- ・史跡の景観に配慮し、赤や黄色の原色等は少ない表示面積にとどめるように考慮する。
(ただし、現在地表示等の重要度の高い事柄については、誘目性の高い赤色で表示することを原則とする。)
- ・図内の色彩については、水面は青系色、山は緑など、地勢や土地利用状況などを考慮して違和感のない色彩を使用するものとする。

図 5-4 視認性に配慮した色彩の使い方の例



8. 使用フォントと寸法

- ・文字の大きさは、下記の基準を基本として選択するが、高齢者等に配慮して、できるだけ大きく表示する。設定された文字のサイズをもとに、サインの形状、掲載する情報内容や量を調整する(視距離については、道標などは4~5m又は10m、解説板は1~2m程度と推定される)。
- ・書体は、視認性の優れた角ゴシック体とすることが望ましいが、設置するサインによってふさわしい書体をその都度検討する。
- ・英文のサイズは、和文文字と同程度に判読できるサイズとするが、「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」に準じ、和文文字高の3/4程度とする。
- ・ピクトグラムの大きさは、「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」に準じ、文字の3倍とする。ピクトグラムを組み合わせる場合は、ピクトグラムの大きさの2/16を重ね合わせて併記する。

表 5-8 地図標識の標準文字サイズ

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部表示	24.0mm	10.5 mm	8.0mm
特大サイズ	-	18.0mm	14.0mm
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm

※「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」より

表 5-9 距離による案内標識の標準文字サイズ

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90 mm以上
20m の場合	80 mm以上	60 mm以上
10m の場合	40 mm以上	30 mm以上
4~5m の場合	20 mm以上	15 mm以上
1~2m の場合	9 mm以上	7 mm以上

※「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」より

※文字高とは、日本語では指定書体の「木」の高さを、アルファベットでは指定書体の「E」の高さをいう。

第3節 サインの仕様検討

1. サイン本体（板面）の仕様

(1) 板面の素材

板面の素材については、下記表のとおり検討した。

- ・基本的に衝撃に弱いものや耐候性に優れない素材は避けるべきである。
- ・維持管理が難しい地形のため、軽量で貼り替えができるなど、管理性が高い素材を選択するべきである。
- ・木材や石は細かい表現には向かないが、名称表示などの単純な事項の解説には利用できる。
- ・設置時に新素材の採用を考える場合は関係者で協議の上、是非を検討する

表 5-10 板面素材の検討

素材	耐久性		耐候・耐水性		表現性		その他
	評価	評価	解説	解説	評価	解説	
磁器	×	衝撃に弱い	◎	耐候・耐水性高い	○	シルク印刷によって、カラー写真等の表現可能。	-
陶器	×	衝撃に弱い	○	磁器ほどではないが強い	×	細かい表現不可	-
アルミ・ステンレス	○	ある程度の衝撃に耐える	○	耐候・耐水性高い	○	細かい表現が可能	板面取り替えが容易
プラスチック	○	ある程度の衝撃に耐える	×	屋外では劣化が早い	○	細かい表現が可能	-
石	○	耐久性高い	○	耐候・耐水性高い	×	細かい表現不可	重量が重い
ガラス	△	衝撃に弱いですが、強化ガラス使用で対応可能	◎	耐候・耐水性高い	○	シルク印刷、エッチング等で印刷表現可能	透明である性質を利用した、特殊な使い方ができる
木	○	ある程度の衝撃に耐える	×	劣化が早い	○	・シルク印刷により印刷が可能。 ・景観に馴染む	-
ホーロー	△	尖ったもので傷がつきやすい	○	耐候・耐水性高い	○	シルク印刷により細かい表現可能	-

※評価について(◎=選択上望ましい、○=選択の条件を満たす、△=選択上望ましくない短所がある、×=設置を避けるべき短所がある)

以上の検討の結果、板面素材はアルミ・ステンレスが望ましい(ただし、設置するサインによっては石やガラス等の使用も考えられる)。

(2) 印刷・印字方法

印刷方法について、下記のとおり検討した。

- ・史跡の景観を考慮し、地図・記号・字の大きさや形態にばらつきがあるため、手書きのサインは極力避けることとする。
- ・設置時、補修時にそれぞれの印刷方法の長所短所を考慮して印刷方法を選択する。
- ・印刷はなるべく耐候性の高い印刷方法を選択する。
- ・将来の劣化を考え、貼り替え・取り替えができる方法を選択する(素材に直接印刷する「エッチング」等の手法は極力避ける)。

表 5-11 印刷方法の検討

印刷方法	説明	長所	短所
シルクスクリーン印刷	版材に絹等の布を使った印刷方法。布目の間からインクを擦ることで適量押し出し、元版の空隙から印刷物にインクを乗せる。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性に優れている ・様々な素材に印刷できる ・写真等細かな表現が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・版が割高で、少数印刷するのには向いていない。
インクジェット印刷	プリンタにより、版無しで印刷する方法。近年技術が進歩し、耐候性の高い加工を施したものがある	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊コーティング等の加工を施せば、耐候性に優れる ・写真等細かな表現が可能 ・版を作らないので少数作成する場合安価になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷する素材に限られる。
エッチング	化学薬品による腐食作用を応用し、金属の表面に凹凸をつけて文字や記号を表示させる技法。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐候性に優れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真等細かな表現不可 ・素材が金属に限られる。

以上の検討の結果、耐候性が高く、多様な表現ができる上、管理のしやすさ等も考慮し、**板面の印刷方法はインクジェット印刷が適当**と考えられる。

2. 支柱とフレームの仕様

(1) 支柱・フレームの素材

支柱・フレームの素材については、下記表のとおり検討した。

- ・木材は、設置直後の景観では他の素材よりも優れているが、劣化が早い指定地が広大な岐阜城跡には望ましくない。使用する際は防腐処理を施したものとし、設置後は劣化の状況を逐一確認する必要がある。
- ・石材、陶板タイル、コンクリート擬木などはそれぞれ耐久性・設置管理的観点から短所がある。現段階でさまざまな要素を総合的に考慮すると、再生木材かアルミ・ステンレスを景観色に塗装したものが望ましい。
- ・屋外設置のため、落書きや貼り紙がしにくい素材が望ましい。
- ・設置時に新素材の採用を考える場合は関係者で協議の上、是非を検討する。

表 5-12 支柱・フレーム素材の検討

素材	耐久性		耐候・耐水性		設置・管理的観点		景観への影響	
	評価	解説	評価	解説	評価	解説	評価	解説
木材	○	ある程度の衝撃に耐える	×	劣化が早い	○	設置・加工が容易	△	経年劣化による景観への影響
アルミ・ステンレス (自然色塗装)	○	ある程度の衝撃に耐える	○	耐候・耐水性が高い	○	設置・加工が容易	○	形状が細い場合が多く、経年劣化も目立たない
再生木材 (木質廃材とポリエチレンを配合・成形加工品)	○	ある程度の衝撃に耐える	○	耐候・耐水性が高い	○	設置・加工が容易	○	木材よりも経年劣化が遅く、目立ちにくい
石材	○	ある程度の衝撃に耐える	○	耐候・耐水性が高い	×	重量が重い	○	景観に馴染み、経年劣化しにくい
陶板タイル	×	衝撃に弱い	○	耐候・耐水性が高い	○	加工に手間がかかる	○	経年劣化しにくい
コンクリート製擬木	○	ある程度の衝撃に耐える	○	耐候・耐水性が高い	×	重量が重い。	△	木の質感、風合いに劣る。経年劣化による景観への影響。

※評価について(◎=選択上望ましい、○=選択の条件を満たす、△=選択上望ましくない短所がある、
×=設置を避けるべき短所がある)

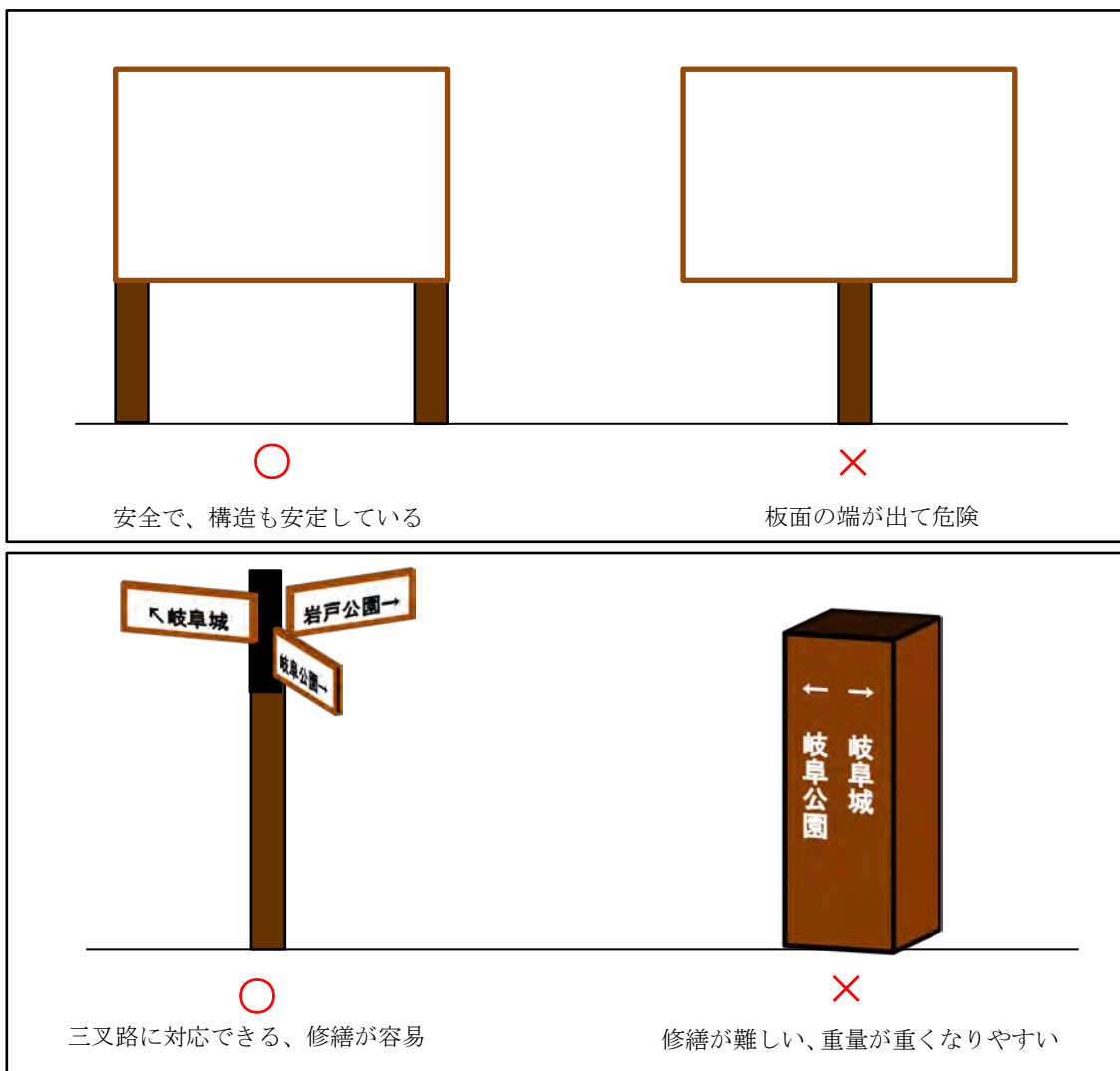
以上の検討の結果、支柱・フレームの素材は、アルミ・ステンレスあるいは再生木材が適当と考えられる。

(2) 掲示高と支柱・フレームのデザイン・色彩

説明板等の掲示高と、フレームのデザイン・色彩については、下記に留意して決定することとする。

- ・掲示高は、歩行者及び車いす使用者(山麓部を想定)等が共通して見やすい高さとする。
(参考:「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」では、地図の中心の高さを 125 cmとしている)
- ・岐阜城跡の景観、雰囲気を損なわないデザインとする。特に、視界の確保に留意する。
- ・必ずしも戦国時代や城郭をモチーフとしたデザインにはこだわらない。史跡の景観的な観点と、設置後の管理を考慮し、既製品でも代用可能なシンプルなデザインを基本とする。
- ・岐阜公園の再整備で設置されるサインとの、デザインの整合性を確保する(サインの形状や色彩の統一等)。
- ・来訪者の移動の円滑化や、安全面を考慮してサインの形状を検討する(下記図 参照)。
- ・支柱とフレームの色彩は、木材、石材の自然色又は黒系色や茶系色等、景観に配慮した色彩とする。
- ・「景観アドバイザー制度」の活用する等、様々な方策を駆使して、良好なデザインのサインとするよう努める。

図 5-5 サインの形状の例 (上：説明板、下：標識)



第4節 サイン以外の媒体との連携

サインは、現地における情報提供手段として非常に有効な手段であるが、表示できる事項には限りがある。サインに記載されていない、より詳細な事項をパンフレットで確認するほか、手持ちマップを常に持ちながら史跡をめぐるなど、サイン以外のメディアを活用して史跡を散策できると良い。これらのサイン以外の媒体は、サインの機能を補完・強化するもので、それぞれの特性と長所・短所を踏まえながら、効果的に活用する。

1. 紙媒体との連携（手持ちマップ、パンフレット、ガイドブック等）

- ・情報を求める来訪者に対し、より充実した情報を提供するため、紙媒体の解説ツールとの連携を常に意識する。
- ・サインと手持ちマップは、それぞれ記載されているランドマーク（施設、道路等）がそれぞれ過不足なく同等に記載されていることが望ましい。
- ・来訪者の混乱を招く恐れがあるので、名称等はそれぞれ同じ表記であることが望ましい。

2. 電子端末との連携

来訪者の史跡の理解及び利用を助けるため、より発展的な方策として、サインと電子端末（パソコン、スマートフォン等の携帯情報端末）との連携を積極的に推進する。

3. 案内人との相互連携

観光案内所、観光ガイドなどに情報を提供し、より適切な案内ができるよう努める。また、観光案内所やガイドが来訪者より聞き取った情報（例：〇〇が分かりにくい）をフィードバックする仕組みを構築し、随時サインやパンフレット等に反映させる。

第5節 既存サインの方針

- 既存サインについては、本計画に基づいて必要性を判断し、関係者で協議の後、必要がなくなったサインは、速やかに撤去する。
- 既存解説サインのうち、史跡の価値と関連しない要素の解説についてはその設置の経緯や必要性の調査・検討を行い、順次撤去・移設を行う。
- 老朽化したサインは、必要性を検討し修繕、撤去・移設等の対応を行う。

第6節 サイン整備の体制と維持管理計画

1. サイン整備の体制

- 史跡の解説サインの整備については、岐阜市教育委員会社会教育課が中心となって実施し、専門家や文化庁及び岐阜県教育委員会の指導・助言を得ながら事業を推進する。また、岐阜市教育委員会社会教育課は、関係する各種委員会、会議を事務局として運営する。

- 史跡の解説サインの整備は、主に岐阜市教育委員会社会教育課が実施する。史跡岐阜城跡整備委員会において、史跡の解説サインの整備方針や内容の検討を行う。また、内容等で特に専門的事項について検討を要する場合は、整備委員会の下に設置されている、史跡岐阜城跡整備専門委員会においても検討を行う。
- 史跡の利用サインの整備については、主に岐阜市教育委員会社会教育課及び土地所有者・各施設の管理者が実施する。実施にあたっては、関係者と十分に協議し、岐阜城・金華山保存活用推進会議で意見調整を図って実施する。なお、内容・意匠等について、特に専門的な見地からの検討が必要な場合は、必要に応じて史跡岐阜城跡整備委員会等で検討を行う。
- サインの維持管理及び、サイン整備事業推進にあたっての意見調整は、岐阜森林管理署、市の関係機関、市民等によって構成される、岐阜城・金華山保存活用推進会議で行う。

2. 維持管理計画

- 関係者が協力しあい、サインの適切な維持管理を行う。
 - ・発見者が設置者、管理者、土地所有者、岐阜市教育委員会へ報告
 - ・「岐阜城・金華山保存活用推進会議」への報告・調整
- 破損劣化した場合、速やかに修繕・撤去等を実施
- 史跡内は、重機や材料の搬入が困難な場所が多いため、修繕等にあたっては対候性があり、修繕が容易な設計のサインとするよう努める。

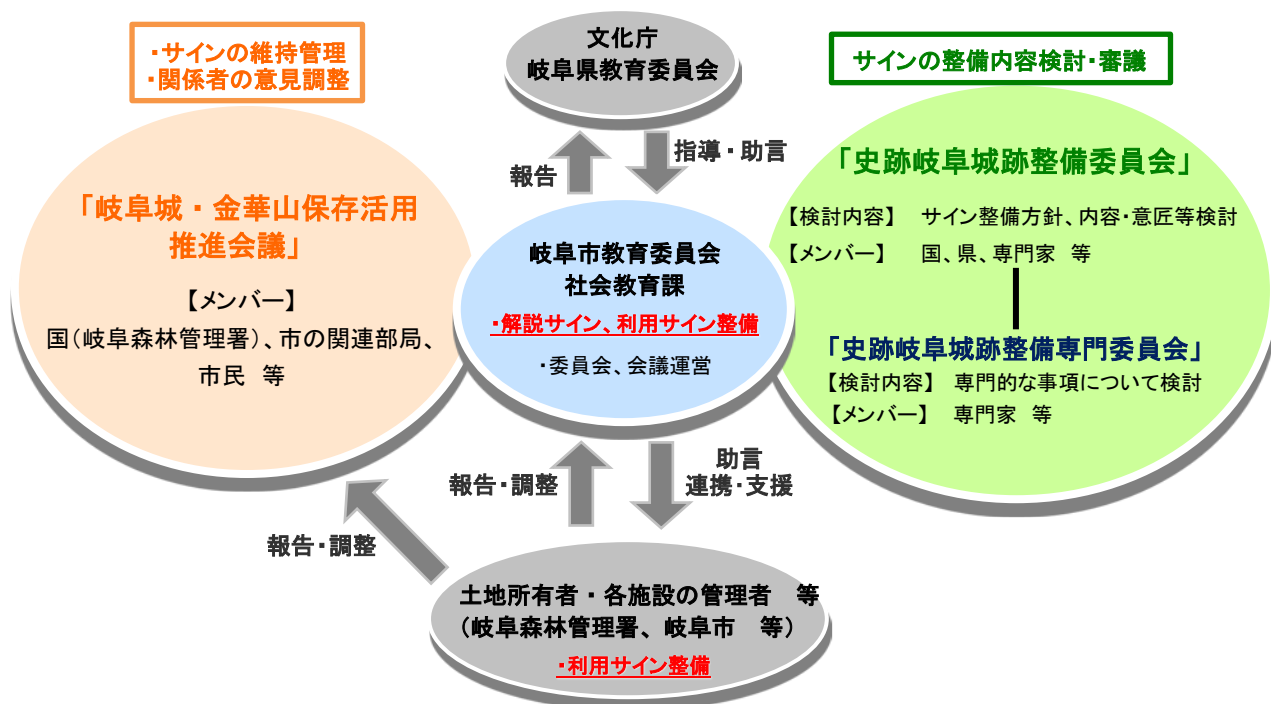


図 5-6 サイン整備体制のイメージ